



※日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、中小企業庁・金融庁等の協力を得て、経営者保証(中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証)の課題解決に向けて、中小企業等(主たる債務者)や経営者等(保証人)、金融機関等(金融債権者)が果たすべき役割を具体化した「ガイドライン」を策定・公表しました(公表日:平成25年12月5日、適用日:平成26年2月1日)。

I. 「経営者保証に関するガイドライン」の適用対象

主たる債務者(※)		保証人(※)		「主たる債務」の整理手続		「保証債務」の整理手続	
個人事業主	○	経営者	○	法的債務整理手続 ・再生型手続:民事再生、会社更生 ・清算型手続:破産、特別清算	○	主たる債務と一体で私的整理	○
中小企業・小規模事業者	○	実質的な経営権を有している者等	○			保証債務のみを私的整理	○
中堅・大企業	○	一定の事業承継予定者	○	準則型私的整理手続 ・再生型手続:中小企業再生支援協議会など利害関係のない中立公正な第三者が関与する私的整理手続等	○	・主たる債務が法的整理手続を申し立てた場合	○
		協力者、支援者等いわゆる第三者	○			・法的整理手続終結前	○
※「主たる債務者」および「保証人」は、弁済について誠実であり、財産状況等を適時適切に開示する等の要件があります。				準則型以外の私的整理手続	×	保証債務のみを私的整理	○
						・主たる債務の整理手続終結後	(*)
*この場合、保証人の残存資産の増加は検討されませんが、破産時の官報公示等による信用低下は避けられます。							

II. 「経営者保証に関するガイドライン」に期待される効果

	現状(課題)	ガイドライン適用後
保証契約時	・借入をしている中小企業の「8割以上」が経営者保証を提供しています(※1)。	・一定の経営状況により、「経営者保証なしの融資」を受けられる可能性が高まります。
保証履行時	・保証人が「自己破産」した場合、原則として、「自由財産(※2)以外」は保証債務の弁済に充当され、生活基盤の大半を失ってしまいます。 ・また、官報に公示され、信用情報登録機関に登録されると、再度の借入が制限を受けるなど、再チャレンジが困難になります。	・保証人たる経営者が、「早期事業再生」を決断し、本ガイドラインに基づき保証債務を整理を申し出ると、「保証債務の履行請求が限定的」となり、「一定基準日(※3)以降の収入は保証履行請求額に含まれない」など、安定した事業継続等に必要な保証人の残存資産が増加する可能性が高まります。 ・また、官報への公示、信用情報登録機関への登録による信用低下も回避され、保証人の再チャレンジが促進されることが期待されます。

※1.平成25年3月中小企業庁調査による。
※2.破産法等により破産財団に属しないとされる財産(現金99万円等)
※3.保証人が本ガイドラインに基づき保証債務の整理を金融機関等に申し出た日等

III. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

1 (保証契約時)「経営者保証なしの融資」を受けられる可能性が高まります

STEP1

中小企業等に求められる経営状況

STEP2

金融機関への申込み

STEP3

金融機関による審査

STEP4

金融機関の審査の結果

[STEP1] 中小企業等に求められる経営状況

- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離
(例)事業上不必要のない法人から経営者への貸付は行わない。
- ②財務基盤の強化
(例)内部留保は潤沢ではないが、好業績が続いており、借入の順調な返済が可能である。
- ③経営の透明性確保(財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等)
(例)年1回の決算報告に加え、定期的に試算表、資金繰り表等を提出し、業況を報告する。なお、開示情報の信頼性の向上の観点から外部専門家による情報の検証を行い、その結果と合わせて開示することが望ましい。

[STEP2] 金融機関への申込み

新規の資金調達、既存の経営者保証の見直し等

[STEP3] 金融機関による審査

[STEP1]の経営状況に加え、物的担保等保全状況も加味し、中小企業等の意向を踏まえ、経営者保証の必要性を判断

[STEP4] 金融機関の審査の結果

ケース①「経営者保証なしの融資」

[STEP1]の経営状況が将来に亘って充足すると判断された場合、経営者保証なしで融資を受けられる可能性があります。

ケース②「経営者保証に代替する融資手法」

[STEP1]の経営状況に努めているが、ケース①までの判断に至らない場合、経営者保証に代替する融資手法が受けられる可能性があります。
例えば、内部・外部のガバナンスを将来に亘り担保するための「停止条件付保証契約」または「解除条件付保証契約」(※1)や、ABL(※2)、金利の一定の上乗せ等の融資手法が考えられます。

- ※1. 停止条件付保証契約は、主たる債務者が特約条項(コベナンツ)に抵触しない限り、保証債務の効力が発生しない保証契約。解除条件付保証契約は主たる債務者が特約条項を充足する場合は、保証債務が効力を失う保証契約
※2. 企業が保有する在庫、売掛金など流動資産を担保とする融資手法

ケース③「経営者保証による融資」

金融機関に、経営者保証が必要と判断された場合でも、経営者保証の必要性について説明を受けることができます。

将来、経営改善により、経営者保証の必要性が解消されれば、経営者保証の見直し等の可能性があります。

経営者保証に関するガイドラインに基づく「保証債務整理の流れ」

【「保証債務整理の流れ」イメージ】(保証人が55歳、再生型手続で、以下②・③を考慮しない場合)

保証人たる経営者が「早期事業再生」を決断し[STEP1]、企業と保証人の債務を私的整理した結果[STEP2]、「金融機関の回収見込額」は企業と保証人が破産した場合に比べて500万円増加する計算(金融機関にとっての経済合理性)となり、「保証人の増加する残存資産」は、その500万円の範囲内で検討されることとなった。「一定期間の生計費に相当する現預金(自由財産除く)」は、検討の結果231万円(33万円×7カ月)となり、自由財産の99万円を加えた330万円が「保証人の残存資産」として、弁済計画で金融機関から認定された[STEP3]。

STEP1

保証人たる経営者は、中小企業等の「早期事業再生」等を決断します。

STEP2

保証人たる経営者が、主たる債務と保証債務の整理を、「一体整理」もしくは「保証債務のみ整理」(主たる債務の整理手続終結後に申し出された場合を除く)の手続きで、金融機関に申し出ます。

→保証人は、金融機関に対し、資産状況を誠実に開示し、保証債務弁済後の残存資産の必要性を説明します。

STEP3

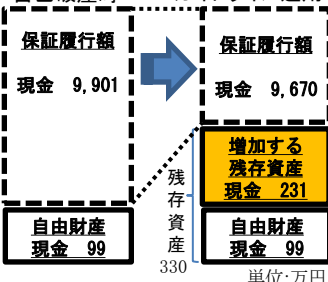
金融機関は、一定の「経済合理性」が認められる場合、自由財産の範囲を越えて、保証人の手元に残す残存資産を判断します。

→保証人の残存資産＝自由財産＋増加する残存資産

→その後、「保証債務の弁済計画策定」、「残存する保証債務の免除」がなされます。

保証債務履行イメージ

※保証人の保有資産が現金1億円の場合
自己破産時 ガイドライン適用時



「増加する残存資産」の判断イメージ

金融機関にとっての経済合理性

[(A) - (B)]

増加する残存資産

[保証人の残存資産①+②+③] - 自由財産]

金融機関は以下のとおり、主たる債務と保証債務を一体で判断します。「(A)と(B)の差額」が、金融機関にとっての経済合理性となり、「保証人の増加する残存資産」の範囲を検討するうえでの、判断材料となります。

※なお、「経済合理性」以外に、経営者(保証人)の「従前の債務履行状況」や「債務不履行に至った経緯等への帰責性」等も、判断材料になります。

主たる債務の整理手続が、「再生型手続」の場合

(A)

主たる債務および保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額の合計金額

(B)

主たる債務者および保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額

※主たる債務者が、第二会社方式による再生を図る場合、上記の(A)は「会社分割後の承継会社、清算会社からの回収見込額および保証人からの回収見込額の合計金額」となります。

主たる債務の整理手続が、「清算型手続」の場合

(A)

現時点において清算した場合における主たる債務および保証債務の回収見込額の合計金額

(B)

過去の営業成績等を参考に、清算手続が遅延した場合の将来時点(最大3年程度を想定)における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額

(注) 下記はあくまでイメージであり、詳細は個別に検討されます。

①現預金(自由財産＋一定期間の生計費)

「自由財産＋生計費(i)×一定期間(ii)」が参考にされる。

(例) 自由財産99万円＋231万円(210日の場合)＝330万円
＜参考＞

- (i) 「生計費」は、1カ月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める「33万円」を参考。
(ii) 「一定期間」は、雇用保険の給付期間(以下表)を参考。

保証人の年齢	給付期間
30歳未満	90日～180日
30歳以上35歳未満	90日～240日
35歳以上45歳未満	90日～270日
45歳以上60歳未満	90日～330日
60歳以上65歳未満	90日～240日

(参照) 厚生労働省職業安定局資料(平成25年12月5日時点)

②華美でない自宅等

「自宅兼店舗」など安定した事業継続等に必要な「華美でない自宅」は、残存資産に含まれることも考えられます。また、「華美でない自宅」を換価・処分する代わりに、分割弁済を行い、当分の間、住み続けることも考えられます。

③主たる債務者の事業継続に最低限必要な資産等
(主たる債務の整理手続が「再生型手続」の場合)

本社、工場など主たる債務者が事業継続するうえで最低限必要な資産を保証人が所有している場合、保証人が主たる債務者に譲渡し、その対価を得た場合、当該対価を保証債務の返済原資としたうえで、残存資産の範囲が判断されます。

※その他、生命保険解約返戻金、敷金、保証金など個別事情に応じて、残存資産として検討されます。